

公共交通人材確保対策奨励金について

【概要】

地域の生活を支える公共交通において運転士不足が深刻化する中、新たな担い手の確保と人材の定着を図るため、舞鶴市内の交通事業者で運転士として勤務される方を対象に、奨励金を交付します。

1. 対象となる方

令和5年4月1日以降に、舞鶴内に営業所等を置く路線バス、タクシー事業者に雇用されている運転士

2. 要件

- ・正社員又は1年以上の期間の定めがある雇用契約を締結していること
- ・バス運転士として営業所等で年間運行日数の3分の1以上勤務していること
- ・タクシー運転士として1日6時間以上かつ月15日以上勤務していること
- ・交付日まで継続して運転士として勤務されていること
- ・納付すべき市税を滞納していないこと など

※ 要件等の詳細は市HPをご確認ください。



3. 交付時期及び交付金額

運転士として採用された年齢と経過年数に応じて奨励金を交付（下表参照）

※ 該当する場合は、年度ごとに申請が必要

雇用された時点の年齢	6か月経過時	1年経過時	2年経過時	3年経過時	合計
40歳未満	30万円	30万円	25万円	15万円	100万円
40歳以上	15万円	15万円	12.5万円	7.5万円	50万円

※ 令和5年4月から令和8年3月の間に既に雇用されている方は、令和8年4月以降、各時点のうち最初に迎える節目から適用

4. 申請方法

(1) 申請書類

必要書類（市HPに様式を掲載）を揃えて、企画政策課へ提出。

申請様式は市HP（右記QRコード）からダウンロードしてください。

(2) 提出先・お問い合わせ先

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市政策推進部企画政策課まで
(☎0773-66-1042)



詳しくはコチラ
(市HP)